

## 延滞金の計算について

納期ごとの納めるべき税額が、その納期限までに完納されない場合には、納期限の翌日から完納の日までの日数に応じて以下の割合で計算した額の延滞金を本税に加算して納付することになります。

	納期限の翌日から1ヶ月を 経過する日までの延滞金の割合	それ以降の延滞金の割合
平成11年12月31日以降	7.30%	14.60%
平成12年1月1日～ 平成13年12月31日	4.50%	14.60%
平成14年1月1日～ 平成18年12月31日	4.10%	14.60%
平成19年1月1日～ 平成19年12月31日	4.40%	14.60%
平成20年1月1日～ 平成20年12月31日	4.70%	14.60%
平成21年1月1日～ 平成21年12月31日	4.50%	14.60%
平成22年1月1日～ 平成25年12月31日	4.30%	14.60%
平成26年1月1日～ 平成26年12月31日	2.90%	9.20%
平成27年1月1日～ 平成28年12月31日	2.80%	9.10%
平成29年1月1日～ 平成29年12月31日	2.70%	9.00%
平成30年1月1日～ 平成31年12月31日	2.60%	8.90%

### 〈計算方法〉

$$\text{未納額} \times \text{割合} \times \text{日数} / 365 \text{日 (百円未満切捨)}$$

(例) 納めるべき税額が 156,200 円、納期限が平成 31 年 5 月 31 日で、平成 31 年 10 月 2 日に全額を納付した場合の延滞金の計算

$$156,200 \text{円} \times 2.6\% \times 30 \text{日} / 365 \text{日} + 156,200 \text{円} \times 8.9\% \times 94 \text{日} / 365 \text{日} \\ = 3,908 \text{円}$$

⇒百円未満を切捨し、延滞金は **3,900 円**